

リソグラフ保守仕様書

1 契約期間

令和8年7月1日から令和12年6月30日まで

本案件は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号の3の規定に基づく長期継続契約とする。長期継続契約は、翌年度以降の債務を負担することなく長期の契約を締結できるものであることから、本契約書には「翌年度以降において歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解約又は変更することができる。」旨の条項を盛り込むものとする。

2 保守対象機器、設置場所、稼働状況

(1) リソグラフSF939 収納架台付

(2) 蒲郡市モーターボート競走場本場4F中央集計室（本場）：4台

蒲郡市モーターボート競走場外向発売所（ボートウイング）：4台

(3) 本場：年間約215日 1日平均約2,500枚（4台当たり）

ボートウイング：年間約360日 1日平均約5,500枚（4台当たり）

※天候等の関係で、日数の増減あり。

3 契約及び支払い方法

1 契約期間に係る総額を契約額とし、支払いは月割りとする。

4 保守内容について

故障したリソグラフの訪問修理、または、交換対応

(1) 保守期間中、保守部品が供給可能な体制を取ること。

(2) 非純正部品や中古部品を使用するなどしてメーカーサポートを受けられない状態にしないこと。

5 故障時の対応について

(1) 機器が故障した場合は、連絡から概ね1時間以内に対応し、正常な状態に回復させること。

(2) 万一回復しない場合は、速やかに機器を交換すること。

(3) 本項(1)および(2)に示す修理、交換対応の都度、対応報告書を提出すること。

6 その他

(1) 稼働中リソグラフの正常動作を保証し、通常業務に重大な影響を与えないこと。

(2) 当該保守に関して、万全の態勢で実施し、誠実に履行すること。

(3) 業務上知り得た秘密については、これを公にしてはならない。

(4) 本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。